

広島県医師会会費賦課徴収規則

社団法人 昭和 54. 3 改正
” 59. 3 改正
” 61. 3 改正
平成 6. 3 改正
” 12. 3 改正
” 18. 3 改正
一般社団法人 平成 26. 4 制定
” 27. 3 改正
” 28. 3 改正

(目的)

第1条 本規則は、広島県医師会定款第8条の規定によりこれを設ける。

(会費)

第2条 本会会員は別表により会費を納入するものとする。

(購読料)

第3条 会費額には「広島医学」及び「広島県医師会速報」の購読料を含むものとする。

(減免)

第4条 本会会員にして満年齢80歳に達している者は、本人の申請により、市郡地区医師会長の承認を得たうえで、理事会の決議を経て、80歳になる誕生日から、会費の減免を受けることができる。

- 2 前項の場合の外、疾病、出産育児、その他特別の事由により会費の減免を適当と認められた者についても、会費の減免を受けることができる。
- 3 減免の申請は、原則として当該年度の前年度の2月末日までにしなければならない。ただし、高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。

(納入)

第5条 会費の納入については、次により徴収する。

- (1) A会員は、本人或いは所属する病院、診療所、介護サービス提供機関等が指定する診療報酬振込口座等より。
- (2) B及びC会員は、所属する病院、診療所、介護サービス提供機関等のA会員或いは所属する病院、診療所、介護サービス提供機関等が指定する診療報酬振込口

座等より。

2 削除

- 3 年度中途において新たに入会したものは、入会した月以後より年額の月割り計算として納入し、年度中途に於いて退会するものについては、退会した月まで年額の月割り計算として納入するものとする。
- 4 本会を退会した者が退会した同一期に再入会する場合は、その期の会費については重複して納付することを要しないものとする。この場合において、退会時における会費額と入会時における会費額が異なるときはいずれか高い方の会費を納付することとし、未納部分を納付するものとする。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成27年3月8日より施行する。